

社会福祉法人相扶会定款

令和4年2月14日変更

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、「衆生共存の大義にもとづき、自他相扶けて社会奉仕の誠を尽くさん」という仏教精神に基づき、「和顔愛語」を基本姿勢に、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (チ) 一般相談支援事業の経営
- (リ) 特定相談支援事業の経営
- (ヌ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人相扶会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県庄原市尾引町263番地の2に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 84,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 1 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 2 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 1 3 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第 1 4 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 1 6 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 1 5 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 2 2 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第 2 3 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及びその他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会の決議を得て、理事長が任免する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 2 4 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 5 条 理事会は、次の職務を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 2 6 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 2 7 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第 2 8 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 3 5 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 3 6 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 3 7 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 3 8 条 この法人は、社会福祉法第 2 6 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 介護職員養成研修事業
- (5) 認可外保育施設の経営
- (6) 訪問給食事業

(7) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉運送事業限定)

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人相扶会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	吉 田	年 男
常務理事	上 重	太 一
理 事	永 山	忠 則

理 事	西 田	修 一
理 事	岡 田	薫
理 事	板 倉	秀
理 事	広 瀬	キシノ
理 事	後 藤	雅 夫
理 事	清 水	達 造
監 事	重 政	庸 吉
監 事	坂 田	薫 市

定款の改正

- (1) 平成 1 1 年 7 月 6 日改正〔指令高第 4 6 号承認〕
 - ・ 理事の選任方法の変更
 - ・ 監事の選任へ追加
 - ・ 定款準則の改正に伴う改正
 - ・ 指定訪問看護事業開始により評議員及び評議委員会の章を挿入
 - ・ 公益事業開始により条文（資産区分）及び文字の追加
- (2) 平成 1 2 年 3 月 2 7 日改正 平成 1 2 年 4 月 1 日施行
 - ・ 介護保険法に基づく居宅サービス事業実施に伴う改正
 - ・ 法題名及び条文の改正に伴う改正と訪問入浴事業の挿入
- (3) 平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日改正・施行
 - ・ 定款準則の改正に伴う改正
- (4) 平成 1 8 年 3 月 1 3 日改正〔指令高福第 1 2 7 号承認〕
 - ・ 定款準則の改正に伴う改正
 - ・ デイサービスセンター三次相扶園開設に伴い、第二種社会福祉事業へ追加及び土地、建物の基本財産の追加
 - ・ 支援費制度移行に伴い、第二種社会福祉事業へ追加
 - ・ グループホーム（ビハークラ相扶）開設に伴い、第二種社会福祉事業へ追加及び土地、建物の基本財産の追加
 - ・ デイサービスセンター第二相扶園の土地、建物の基本財産の追加
- (5) 平成 2 2 年 2 月 3 日改正
 - ・ 第 5 章（公益を目的とする事業）第 2 7 条 1 項（種別）の（ 6 ）（ 7 ）に次のように追加する。
 - ・ 三次相扶の郷居宅介護支援事業所の運営
 - ・ 介護職員養成研修事業の運営
- (6) 平成 2 2 年 7 月 2 9 日改正
 - ・ 小規模多機能型居宅介護施設開設に伴う、土地、建物の基本財産の追加
 - ・ 駐車場整備に伴う土地の基本財産の追加
- (7) 平成 2 3 年 2 月 1 5 日改正
 - ・ 小規模多機能型居宅介護施設開設に伴う、小規模多機能型居宅介護事業（本町相扶園）を定款（第二種社会福祉事業）へ追加

- (8) 平成 2 3 年 1 0 月 5 日改正
 - ・ 法人名称を、「社会福祉法人不動会」から「社会福祉法人相扶会」へ変更
 - ・ 公告の方法を、「社会福祉法人不動会の掲示場に掲示」から「官報へ掲載」することに変更
- (9) 平成 2 6 年 2 月 6 日改正
 - ・ 定款の第 1 条（目的）、第 1 8 条（資産の区分）及び第 2 7 条（種別）を定款準則に則した表記の変更及び目的の追加
 - ・ 障害者相談支援事業の開設に伴い、第二種社会福祉事業へ（チ）一般相談支援事業の経営、（リ）特定相談支援事業の経営、（ヌ）障害児相談支援事業の経営を追加
 - ・ 認可外保育施設の開設に伴い、第 5 章（公益を目的とする事業）第 2 7 条 1 項（種別）の（ 4 ）の次に（ 5 ）認可外保育施設の経営を追加
 - ・ 別表（ 2 ）建物に係る基本財産中、表記の変更及び増減
- (1 0) 平成 2 7 年 2 月 6 日改正
 - ・ 介護タクシー事業の開始に伴い、第 5 章（公益を目的とする事業）第 2 7 条 1 項（種別）の（ 5 ）の次に（ 6 ）訪問給食事業、（ 7 ）一般乗用旅客自動車輸送事業（福祉輸送事業限定）を追加
 - ・ 別表（ 1 ）土地に係る基本財産中、表記の変更及び（ 2 ）建物に係る基本財産の増加

附 則

この定款の変更は、広島県知事の認可の日（平成 2 9 年 1 月 3 0 日）にかかわらず、社会福祉法附則第 7 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、（令和元年 1 2 月 1 3 日広島県知事届）から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 1 4 日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

別表

(1) 土地に係る基本財産

所在地	地番	地目	地積 m ²
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 1	宅地	3,552.00
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 2	宅地	3,753.40
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 3	宅地	1,221.65
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 4	山林	27
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 5	山林	584
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 6	宅地	572.00
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 7	宅地	1,323.00
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 8	宅地	42.42
庄原市尾引町字寺宇根	5263 番 9	山林	124
庄原市尾引町字寺宇根	5264 番	雑種地	1,624
庄原市板橋町字西原沖	73 番 6	宅地	1,295.32
三次市東酒屋町	354 番 8	雑種地	1,488
庄原市尾引町字甲平組	411 番 1	山林	507
庄原市尾引町字甲平組	412 番 1	山林	323
庄原市尾引町字市南浦	712 番 1	山林	283
庄原市尾引町字市南浦	712 番 2	山林	576
庄原市尾引町字市南浦	711 番 4	原野	117
庄原市尾引町字市南浦	712 番 8	山林	303
庄原市西本町一丁目	113 番 1	宅地	1,435.66
合計	19 筆		19,151.45

(2) 建物に係る基本財産

所在	種類	構造	床面積 m ²
庄原市尾引町字寺宇根 5263 番地 5、5263 番地 6、5263 番地 7、	養老ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1 階 234.45
			2 階 229.41
			合計 463.86
庄原市尾引町字寺宇根 5263 番地 3	集会所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	197.00
庄原市尾引町字寺宇根 5263 番地 3	礼拝堂	木造瓦葺平家建	43.42
庄原市尾引町字寺宇根 5263 番地 1、5263 番地 2、5263 番地 3、5263 番地 5、5263 番地 7、	養老ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根瓦葺地下 1 階付 4 階建	1 階 1,883.63
			2 階 2,544.58
			3 階 88.19
			4 階 51.00
			地下 1 階 123.90
			合計 4,691.30
	浴室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	99.40

庄原市尾引町字寺宇根 5263 番地 1、5263 番地 7	養老ホーム	鉄筋コンクリート 造瓦葺平家建	360.00
庄原市板橋町字西原沖 73 番地 6	養護所	木造瓦葺平家建	373.19
庄原市尾引町字寺宇根 5264 番地	養護所	木造かわら・合金メ ッキ鋼板ぶき平家 建	514.77
三次市東酒屋町 354 番地 8	養護所	木造かわらぶき平 家建	345.97
庄原市西本町一丁目 113 番地 1	事務所	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺 2 階建	1 階 408.21 2 階 339.94 合計 748.15
	車庫	鉄骨造スレート葺 平家建	41.80
合 計			7,878.86